

## 男女の賃金格差の是正を求める意見書

ジェンダー平等にとって、賃金の平等は中心課題である。

国税庁調査での男女別の平均年収は、男性532万円に対して女性は293万円で、40年間勤務とすると生涯賃金は約一億円の差となる。その結果、年金でも大きな男女格差になり、定年まで働いても年金で生活できない女性が少なくない。

EUでは、女性の賃金は男性の8～9割であるが、この格差を重大な問題として、2021年3月、男女の賃金格差公表を企業に義務づけ、透明化をてこに是正させるEU指令案を公表した。是正しない企業への罰金、ペナルティーも含まれている。しかし、日本では企業に男女賃金格差の実態を公表させていない。

女性の経済的自立の弱さは、何かあれば食べることさえ困難になることに直結している。シングルマザー世帯では、就業している母親の52.3%が非正規雇用で、平均年収133万円という低さである（内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書令和3年度版」）。

労働法制の規制緩和によって、女性の非正規雇用化が進み、働く女性の56%がパート、派遣、契約などの非正規雇用となっている。

保育や介護など、女性が多く働くケア労働は、高度な専門性を必要としながら、平均給与は全産業平均より月約10万円も低い実態が長く放置されてきたことが、コロナ禍において現場の人手不足を深刻にしている。

コロナ危機では、低賃金の非正規雇用で働く多くの女性が仕事を失い、ステイホームが強いられる下でDV被害が急増し、女性の自殺の増加率は男性の5倍にも達した。

政府は、本気で男女の賃金格差の是正に取り組むべきである。

よって、本市議会は政府に対し、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

### 記

1. 企業に男女別平均賃金の公表、格差是正計画の策定・公表を義務づけ、是正計画が実行されるように指導・監督を行うこと。
2. 政府として、時給、職種、企業規模、地域ごとに、男女賃金格差の実態を把握・分析し、是正の行動計画を策定すること。
3. 国が基準を定めている保育や介護の賃上げと労働条件の改善、雇用の正規化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月29日

池田市議会